

熊本県卸売市場検査要項の一部改正の概要

1 検査の方法

検査は実地の検査、書面（電子データ含む）の検査、またはこれらを組み合わせた方法に行うという条文を新たに追加。

2 検査の場所

検査の場所についての条文を削除。

3 検査の立会い

検査のうち、実地の検査については、責任者等の立会いが必須であることを明確化。

4 検査の実施に関する細部事項

検査の実施に関する細部事項は、流通アグリビジネス課長が別に定めるという条文を新たに追加。

5 その他

その他一部文言を修正。

※ 詳細は別紙新旧対照表のとおり